

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成25年度及び平成26年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を統合したものです。

平成26年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により53,200百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により55,424百万円となっております。

これまで、一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費（借入金利息等）と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっておりますが、平成23年度より、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を講じたこと等により、経常損失は2,224百万円となっております。また、臨時利益として貸倒引当金戻入益1,084百万円を計上しており、当期総損失は1,139百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第44条第2項の規定に基づき繰越欠損金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成25年度	平成26年度	科目	平成25年度	平成26年度
経常費用	56,529	55,424	経常収益	55,437	53,200
福祉医療貸付業務費	53,563	52,354	運営費交付金収益	2,487	2,691
経営指導業務費	250	248	福祉医療貸付事業収入	48,086	47,648
福祉保健医療情報サービス業務費	313	325	経営指導事業収入	39	38
社会福祉振興助成業務費	1,624	1,418	福祉保健医療情報サービス事業収入	8	7
一般管理費	765	826	補助金等収益	4,554	2,626
雑損	11	251	資産見返運営費交付金戻入	237	175
			財務収益	9	3
			雑益	14	8
当期純利益(又は当期純損失)	809	1,139	臨時利益	281	1,084
当期総利益(又は当期総損失)	809	1,139			

(2) 共済勘定

平成26年度の経常収益は100,791百万円であり、経常費用は96,269百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は4,529百万円、臨時利益は8百万円となっており、当期総利益はゼロとなっております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成25年度	平成26年度	科目	平成25年度	平成26年度
経常費用	94,735	96,269	経常収益	98,593	100,791
退職手当共済業務費	94,642	96,170	運営費交付金収益	491	508
一般管理費	93	99	退職手当共済事業収入	48,137	50,210
			補助金等収益	49,941	49,890
			財源措置予定額収益	-	159
			資産見返運営費交付金戻入	22	21
			雑益	0	0
臨時損失	3,858	4,529	臨時利益	0	8
当期純利益(又は当期純損失)	-	-			
当期総利益(又は当期総損失)	-	-			

(3) 保険勘定

平成 26 年度の経常収益は 25,786 百万円、経常費用は 21,038 百万円となっており、経常利益は 4,747 百万円となっております。

また、臨時損失として心身障害者扶養保険責任準備金繰入を 449 百万円計上した結果、当期総利益は 4,298 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき前事業年度からの繰越欠損金に充てることにより整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 25 年度	平成 26 年度	科目	平成 25 年度	平成 26 年度
経常費用	21,064	21,038	経常収益	24,209	25,786
心身障害者扶養保険業務費	21,032	20,978	運営費交付金収益	90	112
一般管理費	31	38	心身障害者扶養保険事業収入	24,118	25,672
雑損	-	22	資産見返運営費交付金戻入	0	0
臨時損失	494	449	雑益	0	0
当期純利益(又は当期純損失)	2,651	4,298			
当期総利益(又は当期総損失)	2,651	4,298			

(4) 年金担保貸付勘定

平成 26 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 2,213 百万円、経常費用は業務委託費等により 2,094 百万円となっており、経常利益は 118 百万円となっております。

また、臨時利益として退職給付引当金戻入益を 136 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 19 百万円計上した結果、当期総利益は 273 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 25 年度	平成 26 年度	科目	平成 25 年度	平成 26 年度
経常費用	2,317	2,094	経常収益	2,361	2,213
年金担保貸付業務費	2,245	2,030	年金担保貸付事業収入	2,359	2,164
一般管理費	72	64	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	1	0
			雑益	1	48
当期純利益(又は当期純損失)	94	254	臨時利益	50	136
前中期目標期間繰越積立金取崩額	23	19			
当期総利益(又は当期総損失)	118	273			

(5) 労災年金担保貸付勘定

平成 26 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 30.4 百万円、経常費用は業務委託費等により 32.9 百万円となっております。また、臨時利益として退職給付引当金戻入益を 2.7 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 0.3 百万円計上したことにより、当期総利益は 0.5 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 25 年度	平成 26 年度	科目	平成 25 年度	平成 26 年度
経常費用	31.5	32.9	経常収益	32.4	30.4
労災年金担保貸付業務費	29.2	30.8	労災年金担保貸付事業収入	30.8	28.6
一般管理費	2.3	2.1	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	1.6	1.5
			雑益	0	0.2
当期純利益(又は当期純損失)	4.5	0.1	臨時利益	3.6	2.7
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.4	0.3			
当期総利益(又は当期総損失)	4.9	0.5			

(6) 承継債権管理回収勘定

平成 26 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 37,466 百万円、経常費用は業務委託費等により 3,439 百万円となっており、経常利益は 34,027 百万円となっております。

また、臨時利益として退職給付引当金戻入益を 262 百万円、臨時損失として抵当権移転登記引当金繰入を 562 百万円計上した結果、当期総利益は 33,727 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成 27 年 7 月 10 日に機構法附則第 5 条の 2 第 6 項から第 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 項から第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 25 年度	平成 26 年度	科目	平成 25 年度	平成 26 年度
経常費用	2,482	3,439	経常収益	43,609	37,466
承継債権管理回収業務費	2,357	3,305	承継債権管理回収業務収入	43,372	37,276
一般管理費	125	133	資産見返運営費交付金戻入	1	1
			財務収益	234	179
			雑益	1	8
臨時損失	-	562	臨時利益	124	262
当期純利益(又は当期純損失)	41,251	33,727			
当期総利益(又は当期総損失)	41,251	33,727			

(7) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から業務を休止しております。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、支え合いの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、2025年には「団塊の世代」がすべて75歳以上となり、75歳以上の高齢者は22百万人となって総人口の約2割(65歳以上の高齢者は37百万人(総人口の約3割))を占めることが見込まれるなど、高齢者の尊厳を支えるサービス基盤の整備に対する需要が更に増加すると考えられます。このため、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が重要な政策課題として掲げられています。

また、少子高齢化により減少する労働力人口を維持し、経済成長を実現するためには、育児をしている女性等の活躍・社会進出をより一層促す必要があります。これらの妨げとなっているのが待機児童問題であり、政府は、待機児童解消加速化プランを設け、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保する目標を掲げています。

医療の分野においては、将来の医療の必要量を踏まえた医療機能の分化・連携を進め、医療資源の適正な配分を図ることにより、増大する医療サービスの需要に対応する地域医療提供体制を構築するため、現在、都道府県において、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機能ごとに各地域の2025年の医療需要と病床の必要量を推計する地域医療構想の策定が進んでおります。今後は、地域医療構想に基づき、地域内での医療機能の適正な配置を実現するため、医療機関による自主的な機能分化や都道府県から医療機関に対する個別の調整等の具体的な取組みが進められる予定です。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対するご融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参る所存です。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。独立行政法人制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融資制度改革への対応

財政投融資制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しております。

(3) 独立行政法人の見直しへの対応

当機構の組織・業務の見直しについては、平成18年12月7日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。詳細につきましては、本説明書39～40ページの「発行情報の部 第1発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し」をご参照ください。

平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとされており、当機構の整理合理化計画に関しても、平成 19 年 8 月末に厚生労働省から行政改革推進本部へ提出されております。詳細につきましては、本説明書 41 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (12) 独立行政法人の見直し」をご参照ください。

当機構の「長寿・子育て・障害者基金」は、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納（長寿・子育て・障害者基金勘定を廃止）し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました（平成 22 年 11 月 27 日に一般勘定に統合）。

平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を明示するため、平成 20 年 2 月に定められた当機構の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）は、平成 23 年 3 月に変更されました。

平成 24 年 1 月 20 日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを検討するなど、更なる業務運営体制の強化に努めてまいりました。当該閣議決定は「平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）」により当面凍結となりましたが、第 3 期中期計画において「機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図る」ことを定め、引き続き、リスク管理等内部統制に係る態勢のあり方を検討・実施してまいりました。第 3 期中期目標及び中期計画の内容は、本説明書 386 ページの「発行者情報の部 第 6 発行者の参考情報 1. 独立行政法人中期目標（第 3 期）（全文）」及び同 2. 独立行政法人福祉医療機構中期計画（第 3 期）（全文）」をご参照ください。

平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において示された講ずべき措置の具体的内容、また、「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）において示された具体的な実施時期を踏まえ、通則法及び機構法等の関係法令が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から独立行政法人制度の全般的な見直し（内部統制、目標・評価方法、人事管理等）平成 27 年 10 月 1 日から福祉医療貸付事業への金融庁検査の導入、承継年金住宅融資等債権管理回収業務の回収金の国庫納付の定期化が措置されております。当機構では、平成 26 年度から金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を運用しているところですが、検証・見直しを行い、引き続き、更なる業務運営体制の強化を図っているところです。

(4) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(5) 業務管理（リスク管理）の充実

平成 26 年 4 月 1 日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制に関する基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置し、そのもとで、金融検査マニュアルに従って、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、個々のリスク等管理の方法について更なる高度化を図るため、業務の見直し・組織体制の見直し等を進めております。

これらの態勢の適正な運用、リスクベースアプローチによる内部監査、外部監査等をとおり、業務の健全性及び適切性の確保に向けて引き続き取り組んでまいります。

(6) 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成 19 年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明

性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を図っていくとともに、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(7) 東日本大震災の被災者に対する迅速な対応

被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため一定期間無利子や融資率を100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間を最大39年・据置期間を最大5年の延長、無担保貸付額の拡充等）、災害からの復興のための貸付条件の緩和措置（金利の引下げや融資率の拡大等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援してまいります。

当機構では、適切な業務運営に努めるため、こうした見直しや経費の節減を含めた業務運営の効率化を踏まえた第3期中期計画の着実な実施に努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条から第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について主務大臣の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

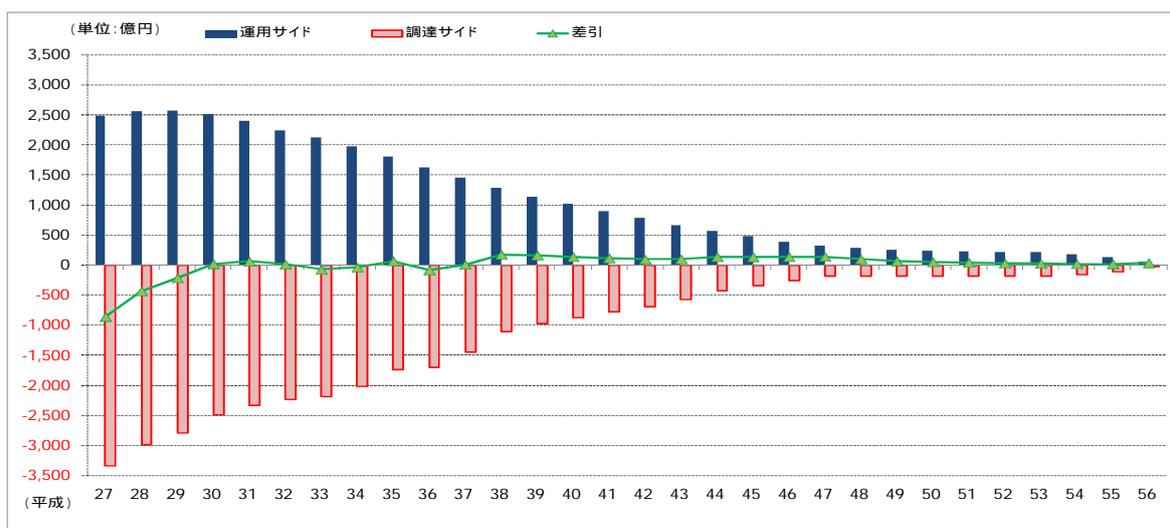
金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成 10 年 3 月以前の貸付原資である財政融資資金借入金は繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成 10 年 10 月 1 日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。（参考：平成 26 年度における繰上償還額 / 平成 26 年度期首貸付金残高は、福祉貸付 0.97%、医療貸付 2.56%）
このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALM システムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

平成 26 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアダーグラフ



<平成 26 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）		調達サイド（借入金・債券）	
貸付金残高		借入金等残高	
福祉貸付	18,742 億円	財政融資資金借入金	30,051 億円
医療貸付	16,034 億円	民間借入金	13 億円
計	34,776 億円	債券（財投機関債）	2,840 億円
		貸付受入金相当分	1,568 億円
		計	34,472 億円
（貸付金償還方法）		（財政融資資金借入金償還方法）	
福祉貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等毎月償還（利息も同じ）		（民間借入金償還方法）	
医療貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等毎月または 3 か月賦償還		（債券償還方法）	
（利息も同じ）		満期一括償還（利息年 2 回）	
貸付平均利回り		借入金等平均利回り	
福祉貸付	1.31%	財政融資資金借入金	1.58%
医療貸付	1.64%	民間借入金	0.56%
計	1.46%	債券（財投機関債）	1.56%
		計	1.57%
貸付平均残余年数		借入金等平均残余年数	
福祉貸付	17.12 年	財政融資資金借入金	15.12 年
医療貸付	15.34 年	民間借入金	1.98 年
計	16.30 年	債券（財投機関債）	4.71 年
		計	14.22 年
当初平均貸付期間		当初平均借入等期間	
福祉貸付	26.24 年	財政融資資金借入金	24.30 年
医療貸付	25.65 年	民間借入金	-
計	26.05 年	債券（財投機関債）	10.00 年
		計	23.65 年
デュレーション		デュレーション	
	8.33		7.55

貸倒リスクについて

（ア）一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

（イ）年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

（ウ）労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 26 年度における貸付利用者のうち 99.9%（年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 99.9%）が当制度を利用しております。

< 貸付事業における債権分類について >

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成 13 年度から、労災年金担保貸付勘定においては、平成 16 年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
破綻先債権	(A)	3,883	3,327
延滞債権	(B)	28,200	37,604
3 箇月以上延滞債権	(C)	647	777
貸出条件緩和債権	(D)	47,762	32,414
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	80,494	74,124
総貸付残高	(F)	3,352,902	3,477,642
比率 (E) / (F) × 100		2.40%	2.13%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
破綻先債権	(A)	84	84
延滞債権	(B)	75	50
3 箇月以上延滞債権	(C)	26	33
貸出条件緩和債権	(D)	24	26
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	210	196
総貸付残高	(F)	149,311	125,997
比率 (E) / (F) × 100		0.14%	0.16%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
破綻先債権	(A)	5	6
延滞債権	(B)	2	1
3 箇月以上延滞債権	(C)	-	-
貸出条件緩和債権	(D)	-	-
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	7	8
総貸付残高	(F)	3,444	3,024
比率 (E) / (F) × 100		0.23%	0.27%

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
破綻先債権	(A)	11,504	8,712
延滞債権	(B)	6,486	5,593
3 箇月以上延滞債権	(C)	7,056	5,685
貸出条件緩和債権	(D)	47,797	40,904
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	72,845	60,894
総貸付残高	(F)	1,094,878	944,404
比率 (E) / (F) × 100		6.65%	6.45%

注 1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破綻先債権 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。
- (B) 延滞債権 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (C) 3 箇月以上延滞債権 3 箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金

利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成25年度貸付受入金 153,349百万円
- ・平成26年度貸付受入金 156,781百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

- ・平成25年度仮受金 1,178百万円
- ・平成26年度仮受金 629百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

- ・平成25年度 4,339百万円
- ・平成26年度 3,518百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

- ・平成25年度 47,180百万円 2.34%
- ・平成26年度 39,161百万円 2.30%

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

< 貸出金の自己査定について >

当機構における平成26年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定) (単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	11,348	2,567,987	
	要注意先	要管理先以外	3,074	706,684
		要管理先	2,982	673,131
		要管理先	92	33,552
	計	14,422	3,274,672	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	70	37,218	
破産更生債権等	実質破綻先	43	5,642	
	破綻先	30	3,327	
	計	73	8,970	
合計	計	14,565	3,320,860	

(年金担保貸付勘定) (単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	329,881	125,858	
	要注意先	要管理先以外	19	6
		要管理先	19	6
		要管理先	-	-
	計	329,900	125,865	
貸倒懸念債権	破綻懸念先	59	23	
破産更生債権等	実質破綻先	68	34	
	破綻先	78	73	
	計	146	108	
合計	計	330,105	125,997	

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	4,980	3,016	
	要注意先	要管理先以外	1	0
		要管理先	-	-
		計	4,981	3,016
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	2	1
破産更生債権等	実質破綻先	2	2	
	破綻先	3	3	
	計	5	5	
合 計		4,988	3,024	

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	79,654	292,335	
	要注意先	要管理先以外	120,059	502,137
		要管理先	33,529	130,281
		計	233,242	924,755
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	308	6,954
破産更生債権等	実質破綻先	796	3,991	
	破綻先	2,079	8,703	
	計	2,875	12,695	
合 計		236,425	944,404	

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高156,781百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4．経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5．研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成 26 年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、約 4 兆 6,887 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 3 兆 3,232 億円が全体の 70.88%を、また、承継債権管理回収勘定の約 1 兆 1,285 億円が 24.07%を占めております。

その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約 3 兆 561 億円を、また、承継債権管理回収勘定で約 8,661 億円を計上しており、資産全体の 65.18%、18.47%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の約 3 兆 3,043 億円が全体の 93.32%を占めています。

< 各勘定別の財政状態 >

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
資産の部	3,323,224	30,379	75,473	126,653	4,476	1,128,521	-	4,688,728
負債の部	3,304,375	30,379	78,400	126,059	53	1,602	-	3,540,871
純資産の部	18,848	-	2,927	593	4,423	1,126,918	-	1,147,856
負債純資産合計	3,323,224	30,379	75,473	126,653	4,476	1,128,521	-	4,688,728

(2) 平成 26 年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、約 2,194 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約 1,007 億円が全体の 45.92%を、一般勘定の約 532 億円が全体の 24.24%を、承継債権管理回収勘定の約 374 億円が全体の 17.07%を占めています。

一方、経常費用においては、法人全体で約 1,783 億円、共済勘定における約 962 億円が全体の 53.99%を、一般勘定の約 554 億円が全体の 31.09%を占めています。

さらに法人全体の当期利益は約 371 億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約 337 億円、保険勘定で約 42 億円の当期利益が発生したことによるものです。

なお、当機構では機構法第 15 条及び機構法附則第 5 条の 2 第 5 項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書 48～50 ページの「発行情報の部 第 2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

< 各勘定別の経営成績 >

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
経常収益	53,200	100,791	25,786	2,213	30	37,466	-	219,488
経常費用	55,424	96,269	21,038	2,094	32	3,439	-	178,300
経常利益又は損失	2,224	4,521	4,747	118	2	34,027	-	41,187
臨時利益	1,084	8	-	136	2	262	-	1,494
臨時損失	-	4,529	449	-	-	562	-	5,541
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	19	0	-	-	19
当期利益又は損失	1,139	-	4,298	273	0	33,727	-	37,160

(3) 平成 26 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは約 1,323 億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは約 305 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは約 961 億円の収入となっています。その結果、資金減少額が約 57 億円となり、資金期末残高は約 54 億円となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	122,499	4,786	921	23,132	412	37,283	-	132,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	78	8,600	899	12	999	37,299	-	30,509
財務活動によるキャッシュ・フロー	120,733	1	0	23,141	1,433	1	-	96,154
資金増加額又は減少額	1,844	3,815	22	21	21	14	-	5,710
資金期首残高	4,258	5,032	79	454	263	1,120	-	11,207
資金期末残高	2,414	1,216	56	433	241	1,134	-	5,497

(4) 平成 26 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
業務費用	6,634	46,059	4,634	254	0	33,726	-	14,078
損益外減価償却相当額	19	-	-	1	-	-	-	21
引当外賞与見積額	2	0	0	-	-	-	-	3
引当外退職給付増加見積額	2,479	305	99	0	0	1	-	2,886
機会費用	89	-	-	-	20	4,730	-	4,840
行政サービス実施コスト	4,266	45,753	4,733	253	20	28,996	-	16,056

(5) 平成 27 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 27 年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、平成 27 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされています。分析は、平成 28 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	24 億円	38 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa270721/11.pdf

(6) 平成 26 年度業務実績の大臣評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、主務大臣の業績評価を受けています。以下は、当機構の平成 26 年度の業務実績の評価結果（平成 27 年 9 月 14 日付）を当機構が抜粋したものです。

平成 26 年度業務実績全般の評価

総合評定については、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められ、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、「A」とした。

資金需要が増大する中、貸付審査期間の短縮や資金交付の迅速化など利用者サービスを向上するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理により、リスク管理債権比率を低下させるなど、多くの項目で計画を上回る実績をあげている。

特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。項目別評定については、次のとおりである。福祉貸付事業は、国の推進する介護基盤の緊急整備等に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施した結果、貸付契約額、資金交付額ともに過去最高額を更新するなどの実績をあげているとともに、利用者サービスを向上させつつ、増大する福祉の資金ニーズに適切かつ迅速に対応していることから「A」と評価する。

医療貸付事業は、平成26年度における資金交付額は平成25年度実績を上回り、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援しており、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われていることから「A」と評価する。

債権管理は、債権悪化の未然防止へ取り組み、リスク管理債権比率を大幅に改善したこと、また経営が悪化した貸付先に対して貸出条件緩和を実施するなど、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っており、顕著な成果が得られていることから「A」と評価する。

福祉医療経営指導事業は、集団経営指導(セミナー)、個別経営診断とともに中期計画の目標値を大きく上回り、顧客ニーズを把握した上で、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の見直しを講じるなど、質的に顕著な成果が得られていることから「A」と評価する。

社会福祉振興助成事業は、助成事業に係る募集、審査及び採択等の結果を幅広く公表し、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、助成制度のPDCAサイクルが機能し効果的な資金助成を実現していることから「B」と評価する。

退職手当共済事業は、利用者サービスの向上を図る観点から、電子届出システムの利用促進に積極的に取り組み、退職手当金支給に係る平均処理期間を短縮し、所期の目標を上回る実績をあげていることから「A」と評価する。

心身障害者扶養保険事業について、基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用した結果、厚生労働大臣が指示する運用利回りを確保するとともに、事業の財務状況等を公表し、事業の透明性の確保に努めるなど、所期の目標を達成していることから「B」と評価する。

福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)は、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供する取組みに加え、利用者の利便性の向上を図った結果、年間ヒット件数が増加するなど、顕著な成果をあげていることから「A」と評価する。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できること、また、「年金担保貸付事業廃止計画」に基づく事業規模縮減を図り、量的にも過去を上回る取組みが認められることから「A」と評価する。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務について、法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できることから「B」と評価する。

業務・システムの効率化と情報化の推進について、情報化推進計画に基づき、必要なシステムの改善を行い、業務システムの効率化に取り組みるとともに、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っていることから「B」と評価する。

一般管理費等の節減については、効率的な執行に努め、年度計画の目標を大幅に上回る節減を達成するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に実施していることから「A」と評価する。

運営費交付金以外の収入については安定的に自己収入を確保していること、また、財投機関債の発行においては、IRを積極的に実施し投資家から機構の事業等についてより深い理解を得よう努力していること、さらに、保有資産の見直しについては国庫納付に向けて計画どおり適切に実施していると認められることから「B」と評価する。

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備について、理事長の意向が組織運営に反映される環境整備の推進、また、行政事業レビューの指摘等を踏まえた業務運営体制の整備を図るとともに、業務間の連携の強

化に努めていることから「B」と評価する。

業務管理（リスク管理）の充実について、ガバナンス委員会において、リスク管理上のモニタリングを行うなど、機構におけるガバナンス態勢の高度化を推進するとともに、業務の効率化及び、顧客サービス等の向上を図るための業務改善の推進に努めていることから「B」と評価する。

人事に関する事項について、組織の活性化を図りつつ、人事評価制度を適正に運用するとともに、人材の育成のため、研修の充実に取り組んでいることから「B」と評価する。

平成 26 年度の業務実績評価結果の具体的評価内容等の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/koukai/jisseki/tabid/118/Default.aspx>

厚生労働省ホームページ

・平成 26 年度の業務実績の評価結果について（平成 27 年 9 月 14 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成 26 年度は、事業報告書等電子報告システムサーバの賃貸借及び電話交換機設備等の購入で合計 37 百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	工 具 器 具 備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舍等	東京都 港区他	485	0	0	133	4,061.59	785	1,404

3. 設備の新設・除却等の計画

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画(平成 24 年 12 月 14 日行革担当大臣決定)」に基づき、不要資産の国庫返納として、東久留米宿舍、小金井宿舍他を国庫納付することとし、売却等の手続きを進めております。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末
一般勘定	5,249	18,836	23,332	23,793	23,793
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
年金担保貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保貸付勘定 ¹	5,831	5,831	5,831	5,831	4,397
承継債権管理回収勘定 ²	2,047,097	1,733,006	1,487,252	1,272,210	1,093,191
承継教育資金貸付け あっせん勘定	-	-	-	-	-
合計	2,058,178	1,757,673	1,516,416	1,301,835	1,121,382

¹ 平成 26 年度においては、平成 26 年 10 月 17 日付で、会計検査院から厚生労働省及び当機構に対し、当機構が実施している労災年金担保貸付事業について、当該事業の原資である政府出資金の額が事業規模に見合う適切な規模のものとなるよう意見が表示されました。当機構といたしましては、労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後に国庫納付することとされている「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に従い業務を進めていたところですが、今回の会計検査院による意見表示を受け、監督官庁と調整の結果、政府出資金相当額の一部である 1,433 百万円については、将来にわたり事業を確実に実施する上で必要がなくなったと判断し、平成 27 年 3 月 20 日付で国庫納付するとともに、当該事業における政府出資金を減額いたしました。

詳細につきましては、当機構ホームページにて公表しております。

当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/koukai/report/tabid/113/Default.aspx>

² 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105 号)附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 26 年度においては、前年度に回収された元金及び積立金の合計 220,270 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 179,019 百万円について政府出資金を減少させております。

2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なかむらひろかず 中村裕一	自 平成 27 年 10 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
理事	すだやすゆき 須田康幸 総務企画部、助成事業部	自 平成 27 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日	厚生労働省四国厚生支局長
理事	みやちかおる 宮地薫 経理部、顧客業務部 経営サポートセンター 共済部	自 平成 27 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員 独立行政法人福祉医療機構監事
理事	ながおけいきち 長尾恵吉 福祉医療貸付部 年金貸付部、大阪支店	自 平成 27 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
監事	おおたかつよし 太田克芳	自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 29 年度の財務諸表 承認日	ちばぎん保証株式会社取締役業務部長
監事 (非常勤)	まるたやすお 丸田康男	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	プルデンシャル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人です。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

当機構の業務実績に関する評価については厚生労働大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書12～13ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3.事業の内容 (5)日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成26年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っています。

監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。また、監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法等に違反する事実もしくは不当な事実があるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び厚生労働大臣に報告しなければなりません。

内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行うことができます。

会計監査人による監査

当機構は、通則法第38条第2項及び第39条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。

(3) 今後の課題

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」において、「財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。」とされたことを受け、平成26年度より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築し、リスク管理対応を行っています。詳細につきましては、本説明書46ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し」をご参照ください。